

諫早市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表（傍線赤文字部分は変更箇所）

変 更 後					変 更 前				
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 略					1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 略				
2. 中心市街地の位置及び区域 略					2. 中心市街地の位置及び区域 略				
3. 中心市街地の活性化の目標 略					3. 中心市街地の活性化の目標 略				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 略					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 略				
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 略					5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 略				
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 略					6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 略				
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 法に定める特別の措置に関連する事業					7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 法に定める特別の措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
大規模小売店舗立地法の特例 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	大規模小売店舗立地法の特例 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 いさはや Third Place 創出事業 【内容】 栄町東西街区第一種市街地再開発事業により整備される商業施設や駐車場を取得し、不足業種や集客力の高い商業集積を形成する。 【実施時期】：平成 31 年	(株) タマチ	【位置づけ】 商業機能の低下が顕著な中心市街地に、商業機能の核となる魅力ある商業の拠点形成を図るものであり、「賑わうまち」及び「ひとが集うまち」に向けた事業として位置づける。 【必要性】 市民の要望・ニーズが高いテナントや現在の中心市街地に不足する商業等施設の出店を促すことにより、魅力ある商業機能	【支援措置】 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定 [経済産業省] 【実施時期】 平成 31 年度	<u>地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金（中心市街地活性化支援事業）のうち先導的・実証的</u> 事業 中心市街地における	【事業名】 いさはや Third Place 創出事業 【内容】 栄町東西街区第一種市街地再開発事業により整備される商業施設や駐車場を取得し、不足業種や集客力の高い商業集積を形成する。 【実施時期】：平成 31 年	(株) タマチ	【位置づけ】 商業機能の低下が顕著な中心市街地に、商業機能の核となる魅力ある商業の拠点形成を図るものであり、「賑わうまち」及び「ひとが集うまち」に向けた事業として位置づける。 【必要性】 市民の要望・ニーズが高いテナントや現在の中心市街地に不足する商業等施設の出店を促すことにより、魅力ある商業機能	【支援措置】 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定 [経済産業省] 【実施時期】 平成 31 年度	<u>地域・街なか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち先導的・実証的</u> 事業 中心市街地における

度		が構築され、中心市街地の活性化のために必要な事業である。		低利融資 (企業活力強化貸付 (企業活力強化資金)) 特定民間 中心市街地 経済活力向 上事業の用 に供する不 動産の取得 又は建物の 建築をした 際の登録免 許税の軽減 [経済産業 省] 【実施時期】 平成31年度
---	--	------------------------------	--	--

度		が構築され、中心市街地の活性化のために必要な事業である。		低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金)) 特定民間 中心市街地 経済活力向 上事業の用 に供する不 動産の取得 又は建物の 建築をした 際の登録免 許税の軽減 [経済産業 省] 【実施時期】 平成31年度
---	--	------------------------------	--	--

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
栄町東西街区第一種市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
まちづくり協定支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
中心市街地賑わい創出支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
のんのご諫早まつり (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
中心市街地夏祭り支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
いさはや万灯川まつり (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
諫早つつじ祭り (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
宿泊観光促進支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
いさはやエコフェスタ開催事業(生活排水対策啓発事業)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
栄町東西街区第一種市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
まちづくり協定支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
中心市街地賑わい創出支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
のんのご諫早まつり (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
中心市街地夏祭り支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
いさはや万灯川まつり (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
諫早つつじ祭り (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
宿泊観光促進支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
いさはやエコフェスタ開催事業(生活排水対策啓発事業)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>(略)</p> <p>【事業名】 いさはや Third Place 創出事業 [再掲]</p> <p>【内容】 栄町東西街区第一種市街地再開発事業により整備される商業施設や駐車場を取得し、不足業種や集客力の高い商業集積を形成する。</p> <p>【実施時期】：平成 31 年度</p>	<p>(株) タマチ</p>	<p>【位置づけ】 商業機能の低下が顕著な中心市街地に、商業機能の核となる魅力ある商業の拠点形成を図るものであり、「賑わうまち」及び「ひとが集うまち」に向けた事業として位置づける。</p> <p>【必要性】 市民の要望・ニーズが高いテナントや現在の中心市街地に不足する商業等施設の出店を促すことにより、魅力ある商業機能が構築され、中心市街地の活性化のために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 <u>地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金(中心市街地活性化支援事業)のうち先導的・実証的</u>事業</p> <p>中心市街地における低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金))</p> <p>特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減 [経済産業省] 【実施時期】平成 31 年度</p>	<p>特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定 [経済産業省] 【実施時期】平成 31 年度</p>	<p>(略)</p> <p>【事業名】 いさはや Third Place 創出事業 [再掲]</p> <p>【内容】 栄町東西街区第一種市街地再開発事業により整備される商業施設や駐車場を取得し、不足業種や集客力の高い商業集積を形成する。</p> <p>【実施時期】：平成 31 年度</p>	<p>(株) タマチ</p>	<p>【位置づけ】 商業機能の低下が顕著な中心市街地に、商業機能の核となる魅力ある商業の拠点形成を図るものであり、「賑わうまち」及び「ひとが集うまち」に向けた事業として位置づける。</p> <p>【必要性】 市民の要望・ニーズが高いテナントや現在の中心市街地に不足する商業等施設の出店を促すことにより、魅力ある商業機能が構築され、中心市街地の活性化のために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 <u>地域・街なか商業活性化支援事業費補助金(中心市街地再興戦略事業)のうち先導的・実証的</u>事業</p> <p>中心市街地における低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金))</p> <p>特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減 [経済産業省] 【実施時期】平成 31 年度</p>	<p>特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定 [経済産業省] 【実施時期】平成 31 年度</p>
<p>(2) 略 (3) 略 (4) 略</p> <p>8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 略</p> <p>4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所 略</p> <p>9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 略</p> <p>10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 略</p>	<p>(2) 略 (3) 略 (4) 略</p> <p>8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 略</p> <p>4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所 略</p> <p>9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 略</p> <p>10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 略</p>								

1 1 . その他中心市街地の活性化のために必要な事項
略

1 2 . 認定基準に適合していることの説明
略

1 1 . その他中心市街地の活性化のために必要な事項
略

1 2 . 認定基準に適合していることの説明
略